

議案第 号

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30年以上
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

を

「

30年以上35年未満	35年以上
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000

8 0 9 , 0 0 0	9 0 9 , 0 0 0
7 3 4 , 0 0 0	8 3 4 , 0 0 0
6 8 9 , 0 0 0	7 8 9 , 0 0 0

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第27号)新旧対照表
(現行)

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

(単位 円)

階級	勤務年数					
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	<u>979,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	<u>909,000</u>
分団長(本部 付を含む。)	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	<u>849,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	<u>809,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	<u>734,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	<u>689,000</u>

(改正案)

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

(単位 円)

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	<u>979,000</u>	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	<u>909,000</u>	<u>1,009,000</u>
分団長(本部 付を含む。)	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	<u>849,000</u>	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	<u>809,000</u>	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	<u>734,000</u>	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	<u>689,000</u>	<u>789,000</u>

消 防 地 第 644 号
令和 6 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）が、令和 6 年 12 月 27 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（指定都市含む。）及び関係一部事務組合に対して本内容について周知いただき、改正政令の施行までに条例の改正を遺漏なく進めていただくよう助言等をお願いします。

記

1 改正の趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を追加する。

2 改正の内容（消防団員退職報償金の勤務年数区分の追加）

消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を次のように追加したこと。（第 3 条及び別表）

（単位：千円）

階級	勤 務 年 数						35年以上
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	
団長	239	344	459	594	779	979	<u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長/班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

備考：下線部分が今回新しく追加する部分。

3 適用関係

この政令による改正後の消防団員退職報償金支払額表については、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。（改正政令附則第 2 項）

4 留意事項

各市町村においては、退職報償金制度の趣旨を踏まえ、政令で定められている支払額以上の額を条例において定めることが適当であること。

また、令和 7 年 3 月 31 日以前に退職予定の団員の退職日を令和 7 年 4 月 1 日以降に変更することは適当でないこと。

担当：

消防庁国民保護・防災部地域防災室

川崎課長補佐、高村事務官

Tel：03-5253-7561

E-mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

政令第三百九十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数		
	勤	務	年数
副団長	二二九	三二九	四二九
団長	二三九千円	三四四千円	四五九千円
			五九四千円
			七七九千円
			九七九千円
			一、〇七九千円
			一、〇〇九

分 団 長	二二九	三一八	四一三	五一三	六五九	八四九	九四九
副分団長	二二四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九	九〇九
部長及び 班 長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四	八三四
団 員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九	七八九

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間に

ついては、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する必要があるからである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

改 正 案

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階 級						
	勤	務	年	数	団 長	副 団 長
五年以上 十年未満	二二四	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
十年以上 十五年未満	三〇三	三二八	三二九	三二九	三二九	三二九
十五年以上 二十年未満	三八八	四一三	四二九	四二九	四二九	四二九
二十年以上 二十五 年未満	四七八	五一三	五三四	五三四	五三四	五三四
二十五 年以上三十 年未満	六二四	六五九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九
三十 年以上三十五 年未満	八〇九	八四九	九〇九	九〇九	九〇九	九〇九
三十五 年以上	九〇九	九四九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九

現 行

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階 級						
	勤	務	年	数	団 長	副 団 長
五年以上十 年未満	二二四	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
十年以上十 五年未満	三〇三	三二八	三二九	三二九	三二九	三二九
十五年以上 二十年未満	三八八	四一三	四二九	四二九	四二九	四二九
二十年以上 二十五 年未満	四七八	五一三	五三四	五三四	五三四	五三四
二十五 年以上三十 年未満	六二四	六五九	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九
三十 年以上	八〇九	八四九	九〇九	九〇九	九〇九	九〇九

備考 一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。 二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。 三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。	備考 一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。 二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。 三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。
---	--

消 防 地 第 645 号
令和6年12月27日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）
の一部改正について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が本日公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、別紙のとおり市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和39年5月22日自消甲教発第24号）の一部を改正する条例（例）を送付します。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（指定都市含む。）及び関係一部事務組合に対して本内容について周知いただき、改正政令の施行までに条例の改正を遺漏なく進めていただくよう助言等をお願いします。

担当：

消防庁国民保護・防災部地域防災室
川崎課長補佐、高村事務官

Tel：03-5253-7561

E-mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

別紙

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消

甲教発第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第二条関係）

階級	勤務年数	
	勤	務
副団長	二二九	三二九
団長	二二九	三二九
副団長	三二九	四二九
団長	三二九	四二九
副団長	四二九	五三四
団長	四二九	五三四
副団長	五三四	七〇九
団長	五三四	七〇九
副団長	七〇九	九〇九
団長	七〇九	九〇九
副団長	九〇九	一、〇〇九
団長	九〇九	一、〇〇九

分 団 長	二二九	三一八	四一三	五一三	六五九	八四九	九四九
副分団長	二二四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九	九〇九
部長及び 班 長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四	八三四
団 員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九	七八九

附 則

1 この条例（例）は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例（例）による改正後の市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）

別表の規定は、令和七年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）新旧対照条文

改 正 案

別表 消防団員退職報償金支払額表（第二条関係）

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び班長	団員	勤務年数	
							勤	務
五年以上 十年未満	一三九千円	一二九	二二九	二二四	二〇四	二〇〇		
十年以上 十五年未満	三四四千円	三二九	三二八	三〇三	二八三	二六四	満	
十五年以上 二十年未満	四五九千円	四二九	四一三	三八八	三五八	三三四	満	
二十年以上 二十五年以上 三十未満	五九四千円	五三四	五一三	四七八	四三八	四〇九	満	
二十五年以上 三十以上 三十五未満	七七九千円	七〇九	六五九	六二四	五六四	五一九	満	
三十以上 三十五以上 四十未満	九七九千円	九〇九	八四九	八〇九	七三四	六八九	満	
三十五以上 四十以上 四十五未満	一、〇七九千円	一、〇〇九	九四九	九〇九	八三四	七八九	満	

現 行

別表 消防団員退職報償金支払額表（第二条関係）

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び班長	団員	勤務年数	
							勤	務
五年以上 十年未満	一三九千円	一二九	二二九	二二四	二〇四	二〇〇		
十年以上 十五年未満	三四四千円	三二九	三二八	三〇三	二八三	二六四		
十五年以上 二十年未満	四五九千円	四二九	四一三	三八八	三五八	三三四		
二十年以上 二十五年以上 三十未満	五九四千円	五三四	五一三	四七八	四三八	四〇九	満	
二十五年以上 三十以上 三十五未満	七七九千円	七〇九	六五九	六二四	五六四	五一九	満	
三十以上 三十五以上 四十未満	九七九千円	九〇九	八四九	八〇九	七三四	六八九		

[

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（概要）

消防本部 消防保安室 総務課

1 経緯等

消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布されたことに伴い、省令を引用している条例の一部を改正する。

2 改正内容

退職報償金支給額表の改正

消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金支給額表の勤務年数区分に「35年以上」の欄が追加され、「30年以上」の欄が「30年以上35年未満」に改正された。

3 新旧対照表

【現行の支給額表】

<u>30年以上</u>
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

【改正後の支給額表】

<u>30年以上35年未満</u>	<u>35年以上</u>
979,000	<u>1,079,000</u>
909,000	<u>1,009,000</u>
849,000	<u>949,000</u>
809,000	<u>909,000</u>
734,000	<u>834,000</u>
689,000	<u>789,000</u>

4 施行期日

令和7年4月1日